

## 集積場の使用前検査等について

鉱山保安法施行規則第31条の別表第2の第27号、第28号の集積場（以下集積場）の使用前検査の時期及び使用開始届の届出時期については、以下のとおりです。

なお、平成19年11月28日、当部主催の管内鉱山の保安担当者会議において周知した内容を、一部変更及び追加しています。

### 1. 使用前検査の時期について

- (1) 集積場の使用前検査は、集積場が完成したとき\*<sup>1</sup>に実施する。
- (2) なお、集積開始前及び集積中に設置した崩壊流出防止対策の施設等（以下崩壊流出防止施設\*<sup>2</sup>という）については、工事が完了し、その施設を使用する前に使用前検査の部分検査として実施し、その記録は使用前検査の記録として保存する。

\* 1：集積場が完成したときとは、集積が終了し工事計画の工事が全て完了したとき。

\* 2：崩壊流出防止施設とは、工事計画書に記載した次の施設とする。

- ①かん止堤（擁壁、その他の適当な防護施設を含む）
- ②場外水又は場内水の排除施設
- ③流木、土石等による埋そく防止施設
- ④集積場の斜面の傾斜角度（集積中の小段の高さ、幅等）

### （理由）

特定施設の使用前検査は、法第14条第1項により、特定施設の設置等の工事が完成したときに使用前検査を実施すると規定している。

しかし集積場は、集積を開始する前及び集積中に崩壊流出防止施設を設置し、その施設を使用しつつ、集積を実施する。

これらの施設は、「工事計画に従った工事であるか。技術基準に適合するものであるか」を使用する前に確認（検査）しなければ、集積場の安定（集積場の安全性）は確保できない。

このため、これらの確認（検査）を使用前検査の部分検査として実施し、集積場完成時に実施する使用前検査の記録の一部として保存しておくものとする。

(平成19年11月28日付周知との相違点)

- ①使用前検査は、集積場完成時に実施する。(前回周知では明示なし)
- ②「重要施設を含む工作物を設置しその施設を使用する前に使用前検査する」としていたが、集積場完成時の検査において、当該施設の検査が集積場の安定性確認に大きく関係するため、これまでの使用前検査を「使用前検査の部分検査」とし、この検査の記録は、使用前検査として保存することとする。
- ③重要施設(擁壁・かん止堤等の防護施設、場外水・場内水排除施設)を、崩壊流出防止施設とし、工事計画に記載した施設等を具体的に示した。

## 2. 使用開始届の届出時期

- (1) 工事計画届(設置)に基づき、集積を開始したときに届け出る。
- (2) 工事計画届(変更)の場合は、その計画に基づき、集積を開始したときに届け出る。

(理由)

特定施設の使用前検査は、法第15条により、届出に係る特定施設の使用を開始したときに届け出ると規定している。

集積場は、鉱さい、沈澱物、捨石等を集積処分するための施設であり、集積を開始したときが、集積場の使用開始となるため、集積を開始したときに届け出るものとする。

なお、工事計画届(変更<sup>\*3</sup>)に係る使用開始も、集積を開始したときに届け出るものとする。

\*3: 変更の内容が、崩壊流出防止施設の変更であって、当該施設工事と平行して集積を開始した場合は、変更計画に基づく集積の開始として届け出る。

(平成19年11月28日付周知との相違点)

- ①工事計画(変更)の場合は、「届に係る工事が全部又は一部が完了し、当該施設の使用を開始した後」としていたが、施設の設置に関係なく、集積を開始したときとする。

# ○関係法令

## 鉱山保安法及び鉱山保安法令の解説

### (工事計画)

第十三条 鉱業権者は、鉱業上使用する建設物、工作物その他の施設であつて保安の確保上重要なものとして経済産業省令で定めるもの（以下「特定施設」という。）の設置又は変更の工事であつて経済産業省令で定めるものをしようとするときは、経済産業省令の定めるところにより、その工事の計画を産業保安監督部長に届け出なければならない。その工事の計画の変更（経済産業省令で定める軽微なものを除く。）をしようとするとき（第四項の規定による命令があつたときを含む。）も、同様とする。

### (鉱業権者による使用前検査)

第十四条 鉱業権者は、前条第一項の規定による届出に係る特定施設の設置又は変更の工事を完成したときは、経済産業省令の定めるところにより、その使用の開始前に、検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 前項の検査においては、その特定施設が次の各号のいずれにも適合していることを確認しなければならない。

- 一 その工事が前条第一項の規定による届出をした工事の計画（同項後段の経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従って行われたものであること。
- 二 第十二条の経済産業省令で定める技術基準に適合するものであること。

### 【趣旨】

1. 本条は、鉱業権者に対し、特定施設の設置等の工事が完成したときに使用前検査を義務付けるものである。
2. 使用前検査における検査事項は、
  - (1) 当該工事が工事の計画に従って行われたものであること
  - (2) 技術基準に適合するものであることの2点である。

### 【解説】

1. 第13条第4項の規定により、工事の計画について産業保安監督部長による変更の命令を受けた場合には、鉱業権者は改めて第13条第1項の規定による届出を行うこととなる（第13条第1項後段）ので、この場合には、上記2.（1）の工事の計画とは、変更の命令を受けた後に届け出された工事の計画となる。
2. 第14条第2項の各号については、工事の完成後に確認することが困難であると想定される場合には、工事開始時点からあらかじめ確認のための準備を行っておくことが望ましい。

### (特定施設の使用の開始等)

第十五条 鉱業権者は、第十三条第一項の規定による届出に係る特定施設の使用を開始したとき、又は特定施設を廃止したときは、遅滞なく、経済産業省令の定めるところにより、その旨を産業保安監督部長に届け出なければならない。

### 【趣旨】

1. 本条は、特定施設の使用を開始したとき、又は廃止したときの届出義務を規定するものである。
2. 特定施設の使用前検査、定期検査は鉱業権者に委ねられているが、国として、当該特定施設が使用

に供されているか否かを把握するため、使用の開始又は廃止をしたときに鉱業権者から届け出を受けるものである。